

知っておきたい税の知識

1. サラリーマン時代の税金との違い

サラリーマンをやめて創業するときは税金の違いについて知っておくとよいでしょう。サラリーマンは基本的には「所得税」を払うのですが、ほとんどの人は会社が代わりに納税してくれているので(これを源泉徴収制度といいます)自分がいくら所得があって、いくら税金を払っているか、を詳しく知らない方が多いと思います。

これに対し、創業して個人事業主になると、同じ「所得税」でも税金の計算方法、支払方法が変わります。サラリーマンは「給与所得」とよばれる所得でしたが、個人事業主は「事業所得」と呼ばれる所得に変わります。

事業所得の計算(図表「事業所得の計算」を参照)は、収入から必要経費を差し引いて求めます。収入は「売上高」です。必要経費とは売上をあげるためにかかった経費のことです。個人事業主は、売上から必要経費などを差し引いて事業所得を求め、確定申告によって所得金額に応じた税率で所得税を支払うことになります。つまり、個人事業主は自分で所得や税金を計算するのです。

必要経費になるものは、仕入れにかかる費用、広告宣伝費、旅費交通費、水道光熱費、接待交際費、借入金の利息、固定資産の減価償却費、消耗品費、通信費、雑費などです。自宅で開業している場合、水道光熱費などは個人の水道光熱費と事業用の水道光熱費を分けて払うことはできないので、適切な基準で按分計算します。

経費の支払いや売上金額の計算には領収証などの証拠書類が必要となりますので、必ず保管しましょう。また、青色申告といって帳簿をしっかりとつけることで税金を少なくする制度もあります。

2. 儲けがなくても払う必要がある税金

所得税は所得が一定以上ある場合に支払う必要がある税金です。所得が一定額以下であったり、赤字経営である場合は所得税を支払う必要はありません。ところが、事業に関わる税金の中には、所得の多い少ないに関わらず支払わなければならないものもあります。

まずは住民税(市民税、都民税など)です。これは前年の所得金額に応じて税額が決められ、年間1回、もしくは4回に分けて支払うことになります。創業1年目ではサラリーマン時代の所得に応じて課税されるので、かなりの金額になる人がほとんどです。納付票が送られてきたときにあわてないようにしましょう。

事業税も前年の事業所得に応じて税額が決められる税金です。住民税と同じように納付票が送られてくるので、金融機関などで支払います。

消費税(図表「消費税の計算」を参照)についても基本的なことを知っておく必要があります。消費税は仕入れたときに仕入代金の5%分を取引先に支払い、売り上げたときにお客さまから売上代金の5%分を受け取り、その差額を1年間分まとめて支払います。ただし、創業から2年間は消費税の支払いが免除されます。また、年間の売上金額が1千万円以下の事業者についても消費税の支払いが免除されます。

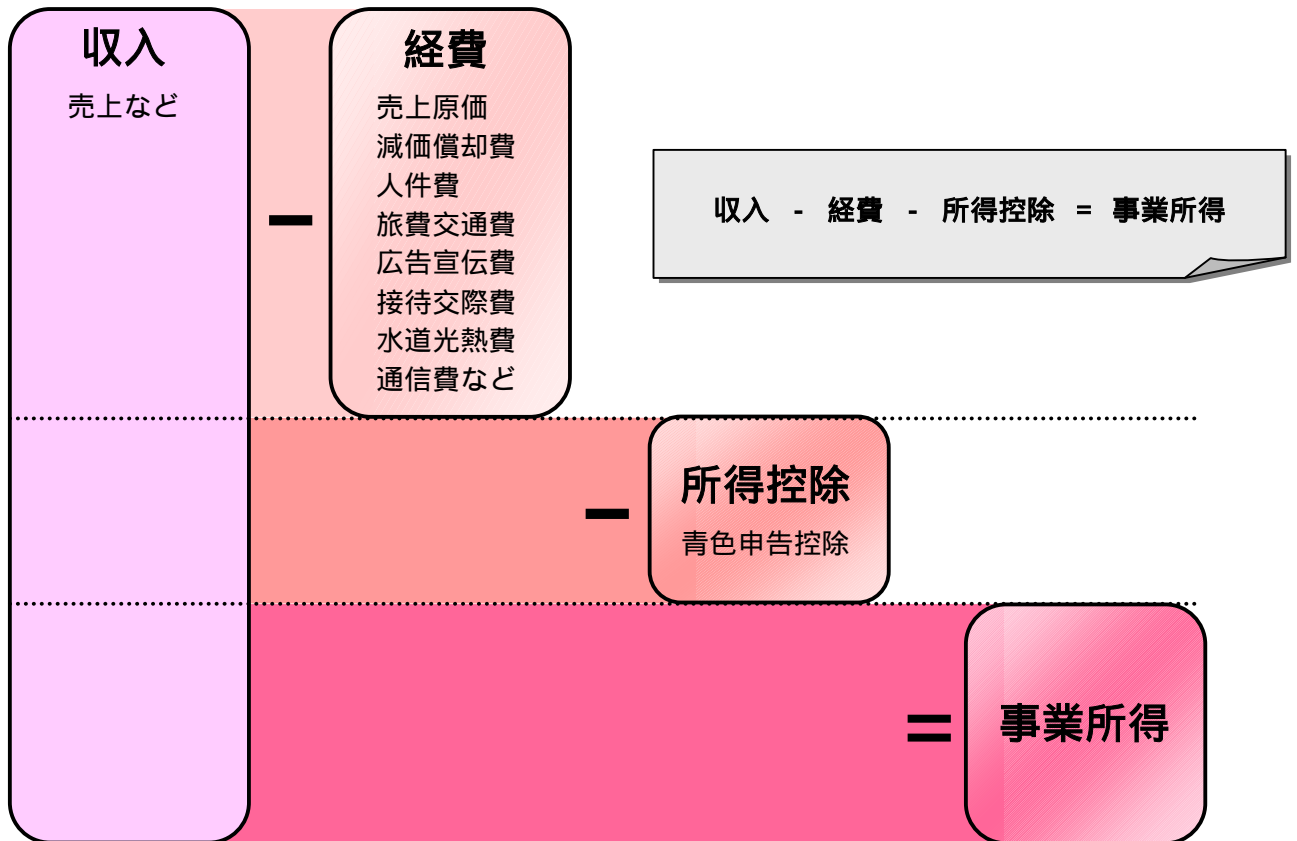
3. 法人にしたほうが良いか

「法人にすると節税になる」と考えている創業者は少なくありません。しかしながら、すぐに法人にするのは考えものです。法人にすると、今までの所得税に加えて法人税を支払うことになるからです。

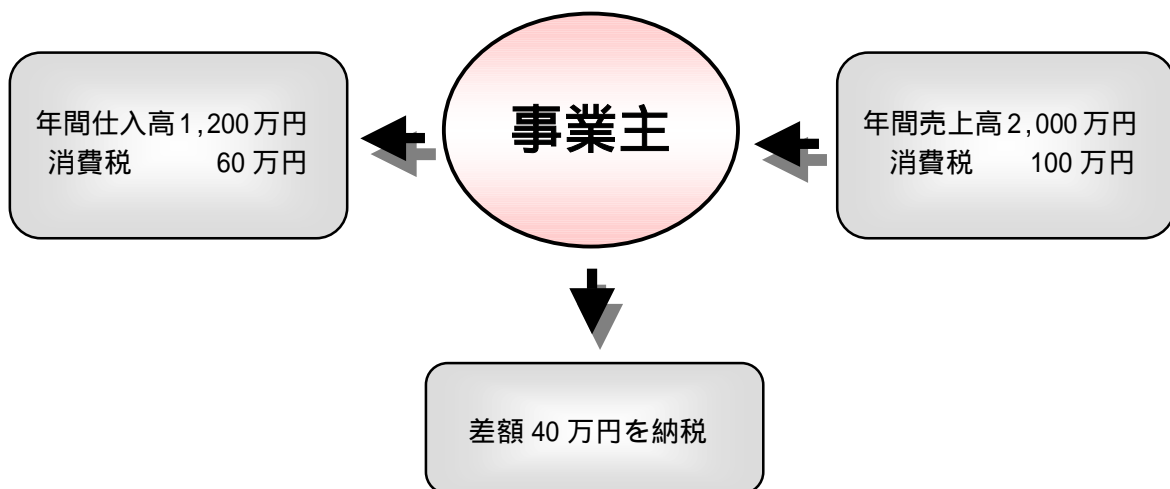
「節税になる」と考えるのは、法人から給料をもらうことにすると、給与所得として税

金の計算がなされ、さらにそれ以外に法人の経費を計上できるという仕組みが背景にあるからといえましょう。法人にした方が必ず税金が少なくなるとは限りません。あまり所得が多くなければ、個人事業のままの方が支払う税金は少ないのです。

事業所得の計算



消費税の計算



執筆者：税理士・中小企業診断士 高橋香
(株式会社 タップクリエート パートナーコンサルタント)